４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉙」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表２の３記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（法人税法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～４　略］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）

［［様式　別紙八十二　挿入］］

［第20号の５様式記載要領　略］

第二十二号の二の二様式（第十条の二の九・第十条の二の十関係）

［［様式　別紙八十四　挿入］］

［第22号の２の２様式記載要領　略］

第二十三号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十五条の十二関係）

［様式　略］

［［第33号の４様式記載要領　別紙八十六　挿入］］

４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計⑹」及び「法人税額計㉙」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第二十号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表２の３記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前10年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～４　同左］

第二十号の五様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六関係）

［［様式　別紙八十一　挿入］］

［第20号の５様式記載要領　同左］

第二十二号の二の二様式（第十条の二の八・第十条の二の九関係）

［［様式　別紙八十三　挿入］］

［第22号の２の２様式記載要領　同左］

第二十三号の四様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十五条の十二関係）

［様式　同上］

［［第33号の４様式記載要領　別紙八十五　挿入］］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一号の三様式、第一号の四様式、第三号様式別表、第四号様式、第四号の二様式、第五号の二様式及び第十七号様式の改正規定　令和三年一月一日

二　第六条の九の改正規定　令和四年一月一日

三　第六号様式別表五の六の二記載要領の改正規定（「第27条の12の５第６項第２号イ」を「第27条の12の４の２第６項第２号イ」に改める部分及び「第39条の47第６項第２号イ」を「第39条の46の２第６項第２号イ」に改める部分に限る。）　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行の日